第四十八条（見出しを含む。）中「資金協力課」を「通商金融課」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　通商金融に関すること。

第四十八条に次の二号を加える。

四　貿易保険に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

五　多数国間投資保証機関に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。

第四十九条（見出しを含む。）中「技術協力課」を「技術・人材協力課」に改め、同条各号中「技術協力」を「技術及び人材に関する協力」に改める。

第五十条を次のように改める。

（投資促進課の所掌事務）

第五十条　投資促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の所掌に係る事業に関する外国投資家の事業活動に関すること（貿易管理部の所掌に属するものを除く。）。

二　経済産業省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。

三　通商に関する税制に関する調整に関すること。

第五十六条中「産業技術政策課」を「総務課」に改める。

第五十七条（見出しを含む。）中「産業技術政策課」を「総務課」に改め、同条中第九号を第十号とし、第一号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　産業技術環境局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

第五十七条に次の一号を加える。

十一　前各号に掲げるもののほか、産業技術環境局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第六十六条中「七課」を「八課」に、「金属課」を「総務課　金属課」に改める。

第六十八条を削り、第六十七条を第六十八条とし、第六十六条の次に次の一条を加える。

（総務課の所掌事務）

第六十七条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　製造産業局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　製造産業局の所掌に係る調査に関する事務の総括に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、製造産業局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第八十条中「十六課」を「十五課」に、「情報政策課」を「総務課」に、「情報処理振興課　情報通信機器課」を「情報技術利用促進課　情報産業課」に、「生活文化創造産業課」を「クールジャパン政策課」に、「文化情報関連産業課　流通政策課　商取引・消費経済政策課」を「コンテンツ産業課　消費・流通政策課」に改める。

第八十一条（見出しを含む。）中「情報政策課」を「総務課」に改め、同条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　商務情報政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

第八十一条に次の一号を加える。

七　前各号に掲げるもののほか、商務情報政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第八十二条第一号中「情報政策課及び情報処理振興課」を「総務課及び情報技術利用促進課」に改める。

第八十四条（見出しを含む。）中「情報処理振興課」を「情報技術利用促進課」に改め、同条第一号中「情報処理システムの開発及び普及」を「経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術の利用の促進」に改める。

第八十五条（見出しを含む。）中「情報通信機器課」を「情報産業課」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　経済産業省の所掌事務のうち情報処理に関連する技術に関する研究及び開発に関すること。

第八十六条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第八十七条（見出しを含む。）中「生活文化創造産業課」を「クールジャパン政策課」に改め、同条中第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　博覧会、展示会その他参考品及びこれに類するものの収集及び展示紹介に関すること。

第八十七条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「文化情報関連産業課」を「コンテンツ産業課」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　経済産業省の所掌に係るクールジャパン（我が国の生活文化の特色を生かした商品又は役務を通じて我が国の生活文化が海外において高い評価を得ていることをいう。）に係る事業に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第八十八条第一号中「情報通信機器課及び文化情報関連産業課」を「情報産業課及びコンテンツ産業課」に改める。

第九十条（見出しを含む。）中「文化情報関連産業課」を「コンテンツ産業課」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　経済産業省の所掌に係るコンテンツ産業（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第一項に規定するコンテンツに関する商品の生産若しくは販売又は役務の提供を行う産業をいう。）の発達、改善及び調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第九十条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「及び第十七号」を削り、同号を同条第三号とし、同条中第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

第九十一条を削る。

第九十二条（見出しを含む。）中「商取引・消費経済政策課」を「消費・流通政策課」に改め、同条第一号中「事務のうち一般消費者に係る取引に関すること（に）を「こと（経済産業政策局及び」に改め、同条中第八号を第十一号とし、第七号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の施行に関する事務で経済産業省の所掌に属するものに関すること（中小企業庁の所掌に属するものを除く。）。

第九十二条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　百貨店業その他大規模小売店舗における小売業に関すること（経済産業政策局の所掌に属するものを除く。）。

五　物資の流通（輸送、保管及び保険を含む。）の効率化及び適正化に関する経済産業省の所掌に係る事務に関すること。

第九十二条を第九十一条とし、第九十三条から第九十七条までを一条ずつ繰り上げる。

第一章第三節中第九十八条を第九十七条とし、第九十九条を第九十八条とし、第九十九条の二を第九十九条とする。

第百十条及び第百十一条（見出しを含む。）中「総合政策課」を「総務課」に改める。

第百五十一条を削る。

第百五十二条の見出しを「（長官官房に置く課）」に改め、同条第一項中「参事官一人」を「総務課」に改め、同条第二項を削り、第二章第三節第二款第二目中同条を第百五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（総務課の所掌事務）

第百五十二条　総務課は、第百四十八条各号に掲げる事務をつかさどる。

附則第八条の見出し中「通商金融・経済協力課」を「総務課」に改め、同条中「通商金融・経済協力課は、第四十七条各号」を「総務課は、第四十六条各号」に改める。

附則第十一条中「第九十三条各号」を「第九十二条各号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（消費経済審議会令の一部改正）

第二条　消費経済審議会令（平成八年政令第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「商取引・消費経済政策課」を「消費・流通政策課」に改める。

（関税・外国為替等審議会令の一部改正）

第三条　関税・外国為替等審議会令（平成十二年政令第二百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「通商金融・経済協力課」を「総務課」に改める。

（産業構造審議会令の一部改正）

第四条　産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表商務流通情報分科会の項下欄第七号中「消費生活用製品の安全性並びに」を削り、同表保安分科会の項中「保安分科会」を「保安・消費生活用製品安全分科会」に改め、同項下欄に次の一号を加える。

三　消費生活用製品の安全性に関する重要事項を調査審議すること。